

# 大阪市道路位置指定基準

令和4年1月

大阪市

## 大阪市道路位置指定基準

### (目的)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定について、その具体的な基準を定めることにより良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

### (指定道路に関する基準)

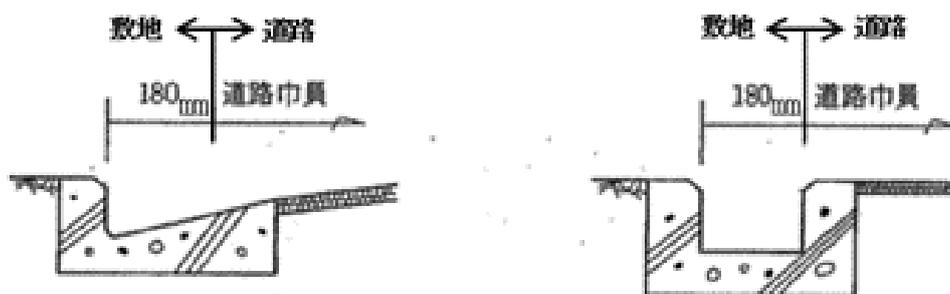
第2条 位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号。以下「市条例」という。）第4条並びに大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号。以下「市細則」という。）第12条及び第13条に定める基準によるほか、この基準の定めによるものとする。

### (計画区域)

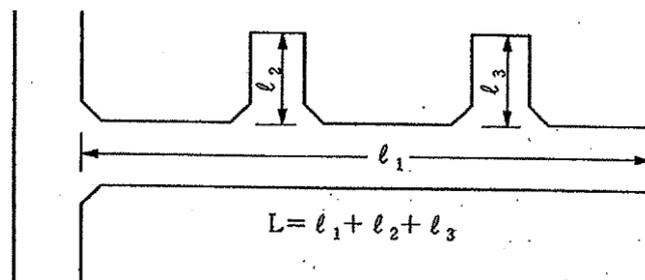
第3条 計画区域とは建築物の建築の用に供する目的で築造する指定道路の区域を含む一団の宅地の施工区域をいう。

### (指定道路の幅員及び延長距離の測り方)

第4条 指定道路の幅員は4メートル以上とし、下図に示す方法によって測定する。ただし、他の法令に基づいて地方公共団体が築造し、かつ管理する境界が明確な道路は、その法令の定めによるものとする。



2 指定道路の延長距離の長さは下図に示す方法により、道路の各部の中心線によって測ること。



(指定道路と接続する道路)

第5条 指定道路は、令144条の4第1項第1号の規定により、法第42条に規定する道路に接続するものとし、当該指定道路の幅員は、接続する道路の幅員（4メートル未満の場合は4メートルとみなす。以下同じ。）以下とすること。ただし、土地利用計画上の理由で指定道路が接続する道路の幅員を超える場合においては、接続する道路の幅員を指定道路の幅員とみなし、次条各号の規定を適用する。

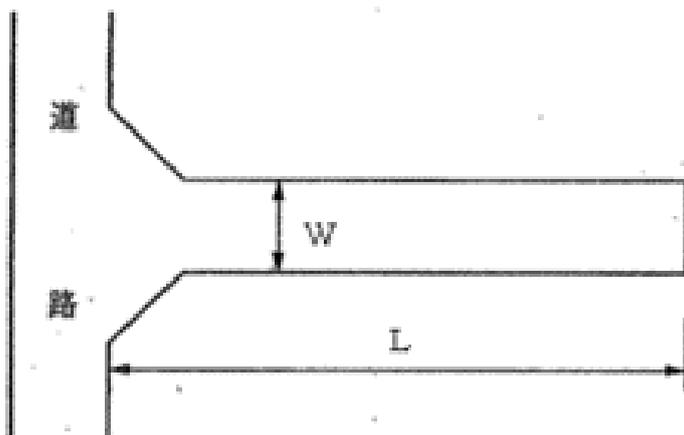
2 指定道路が法第42条第2項の規定により道路とみなされる道（以下「2項道路」という。）に接続する場合は、当該2項道路の向かい側の土地の所有者（以下「土地所有者」という。）の立会いの下、その2項道路の中心に鉋やプレート等を設けること。ただし、土地所有者の立合いが困難な場合などは、市長と協議すること。

(袋路状道路)

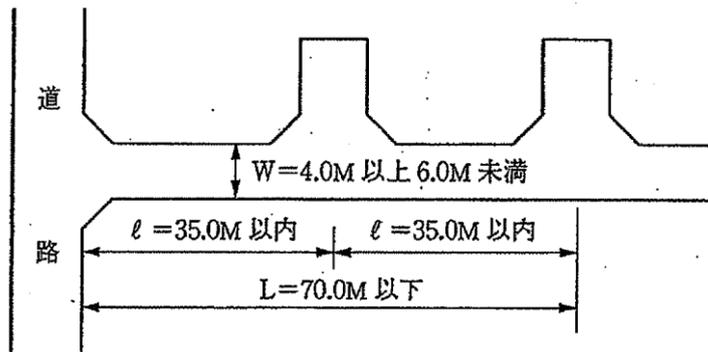
第6条 指定道路を袋路状道路とする場合は、次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 次表の左欄に掲げる指定道路の幅員に応じて、それぞれ右欄に掲げる延長以下としたもの。

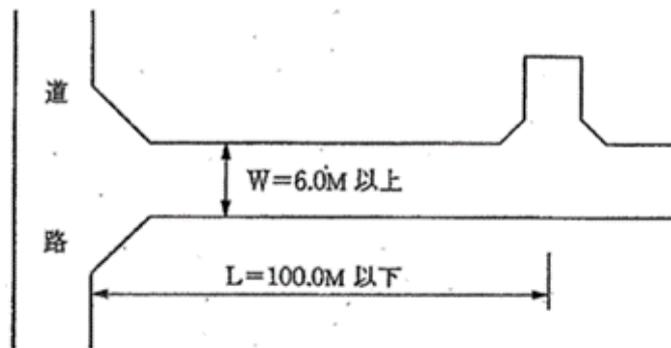
指定道路幅員W	指定道路延長L
$4\text{ m} \leq W < 6\text{ m}$	$L \leq 35\text{ m}$
$6\text{ m} \leq W < 10\text{ m}$	$L \leq 70\text{ m}$
$10\text{ m} \leq W$	制限なし



(2) 指定道路の幅員が4メートル以上6メートル未満のもので、終端及び区間35メートル以内ごとに第8条第11号に示す自動車の転回広場を設け、かつ、起点から終端部の転回広場の中心までの延長を70メートル以下としたもの。

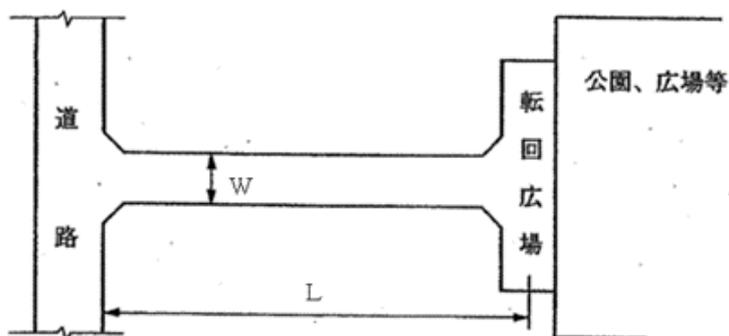


- (3) 指定道路の幅員が6メートル以上のもので、終端部に第8条第11号に示す自動車の転回広場を設け、かつ、起点から終端部の転回広場の中心までの延長を100メートル以下としたもの。



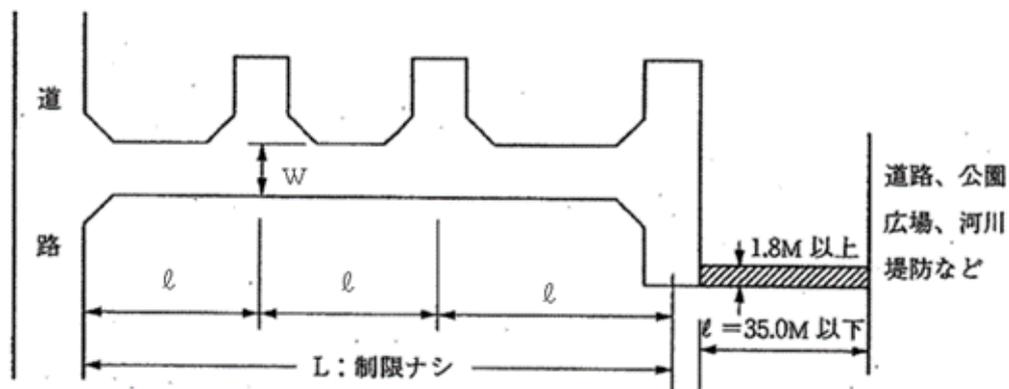
- (4) 袋路状道路の終端が国、地方公共団体及びそれに準ずる団体が管理する公園、広場、河川敷、堤防等、将来にわたり避難及び通行の安全上支障がないものに接続したもので、かつ、次表の左欄に掲げる指定道路の幅員に応じて、それぞれ右欄に掲げる延長以下とし、終端部に第8条第11号に示す自動車の転回広場を設けるなど自動車の転回に支障がないもの。

指定道路幅員W	指定道路延長L
$4\text{ m} \leq W < 6\text{ m}$	$L \leq 70\text{ m}$
$6\text{ m} \leq W < 10\text{ m}$	$L \leq 100\text{ m}$
$10\text{ m} \leq W$	制限なし



- (5) 袋路状道路の終端が国、地方公共団体及びそれに準ずる団体が管理する道路、公園、広場、河川敷、堤防等、将来にわたり避難及び通行の安全上支障がないものにつながっている幅員 1.8メートル以上、延長 35メートル以下の避難通路に接続したもので、かつ、次表の左欄に掲げる指定道路の幅員に応じて、それぞれ右欄に掲げる間隔以内ごとに第 8 条第 11 号に示す自動車の転回広場を設けたもの。

指定道路幅員W	転回広場の間隔 $\ell$
$4\text{ m} \leq W < 6\text{ m}$	$\ell \leq 35\text{ m}$
$6\text{ m} \leq W < 10\text{ m}$	$\ell \leq 100\text{ m}$
$10\text{ m} \leq W$	制限なし



(指定道路の区画)

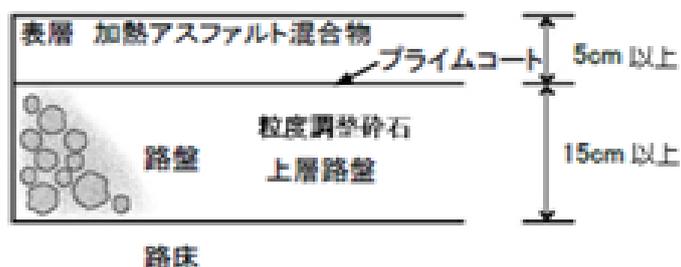
第 7 条 指定道路には、第 8 条第 4 号及び第 5 号による側溝、縁石、中心杭及び標識を設け、他の土地と区画すること。ただし、他の法令に基づいて地方公共団体が築造し、かつ管理する境界が明確な道路は、その法令の定めによるものとする。

(指定道路の構造)

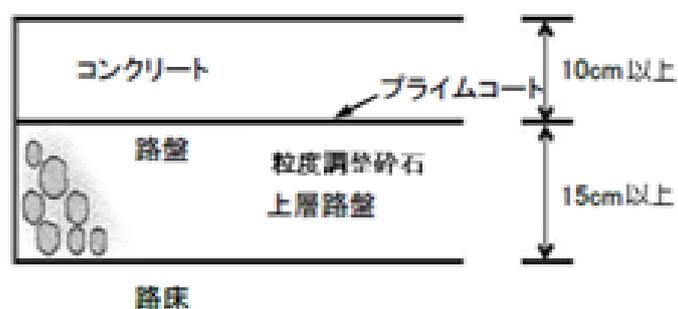
第 8 条 指定道路の構造は、令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号から第 5 号までの規定、市条例第 4 条及び市細則第 13 条によるほか、次の各号に定める構造とすること。ただし、他の法令に基づいて地方公共団体が築造し、かつ管理する境界が明確な道路は、その法令の定めによるものとする。

- (1) 指定道路の縦断勾配は 9 パーセント以下、横断勾配は中心部より 2 パーセント以下とする。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合には、著しく短い一部の区間に限り縦断勾配を 12 パーセント以下とすることができる。なお、9 パーセントを超える部分には適当な滑り止めの処置を施すこと。
- (2) 道路の路面は下図による仕様を標準としてアスファルト混合物による舗装、コンクリートによる舗装、インターロッキングブロックによる舗装仕上げ等とすること。

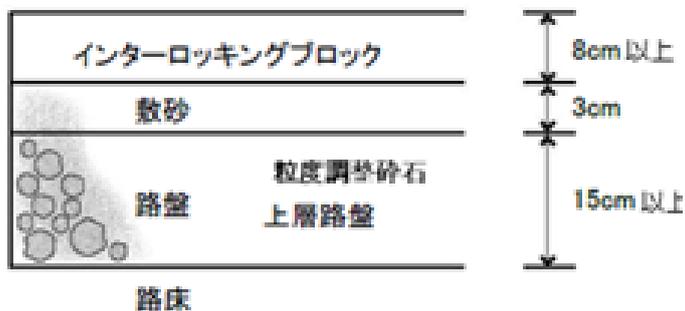
(アスファルト混合物による舗装)



(コンクリートによる舗装)

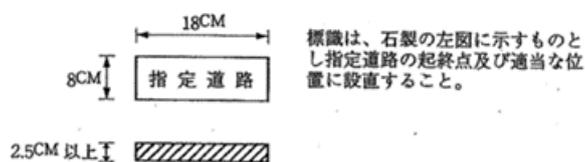


(インターロッキングブロックによる舗装)

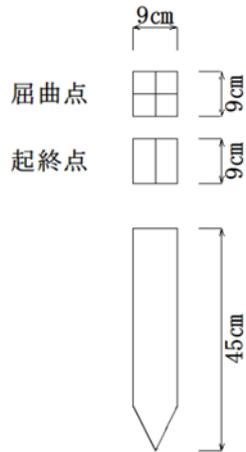


- (3) 指定道路及び計画区域に接する道路並びに計画区域の敷地については、雨水等を有効に処理するため側溝、街渠その他の施設を設けること。
- (4) 側溝の構造はコンクリート製で第5号の図を標準とし、原則として接続道路の側溝と同じ形式にすること。既製品を使用する場合は、J I S規格A5372の側溝又はJ I S規格A5371の境界ブロックとすること。
- (5) 中心杭、標識の仕様、設置位置及び側溝の仕様は下図による。

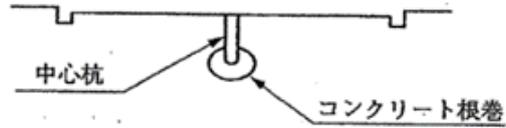
(標識)



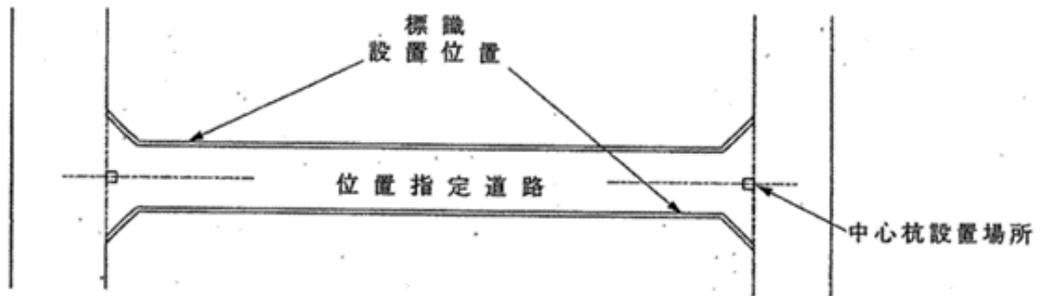
(中心杭)



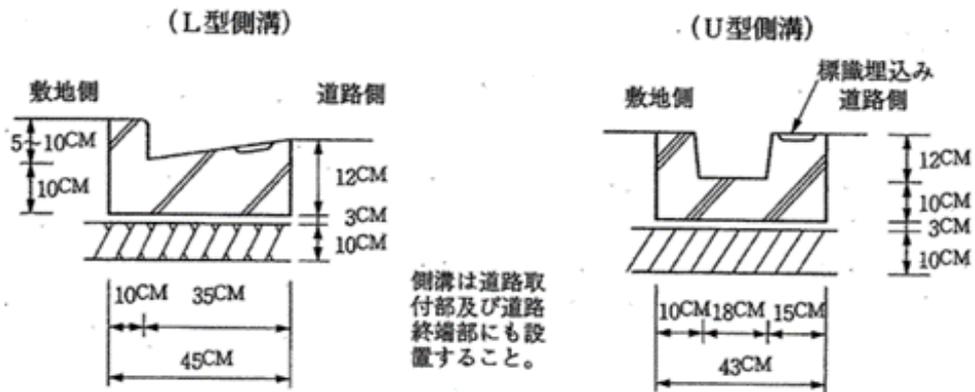
中心杭はコンクリート製で指定道路の起終点及び屈曲点に設置する。



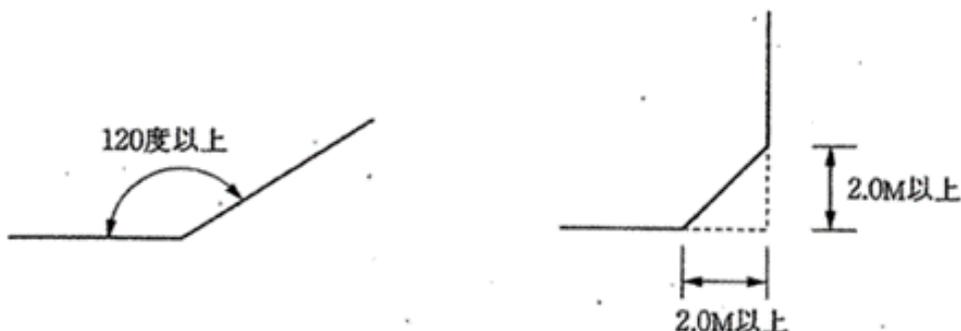
(標識・中心杭設置位置)



(現場打ち側溝の場合の標準図)

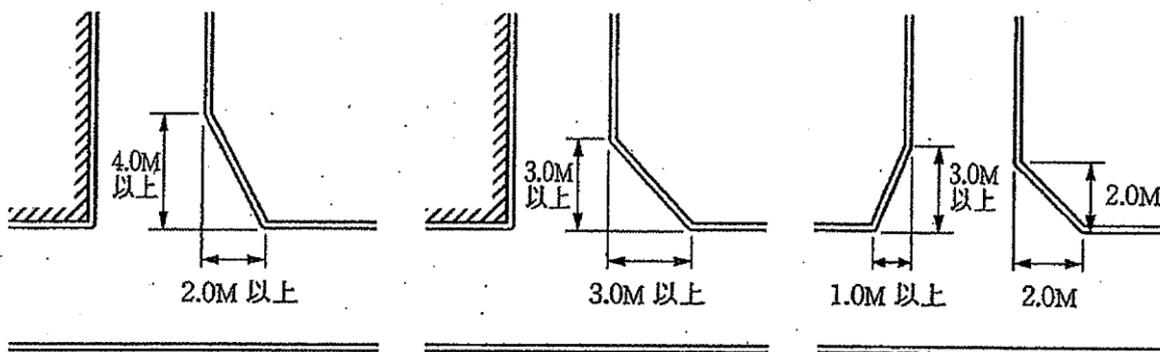


- (6) 側溝及びその他の排水施設については、周囲の状況に応じて周辺に溢水を生じさせない措置を講じること。
- (7) 側溝及びその他の排水施設は、他の有効な排水施設に接続すること。
- (8) 令 144 条の 4 第 1 項第 2 号により、指定道路が他の道路又は他の指定道路と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角 120 度以上の場合を除く。）には、下図に示す隅切りを設けること。



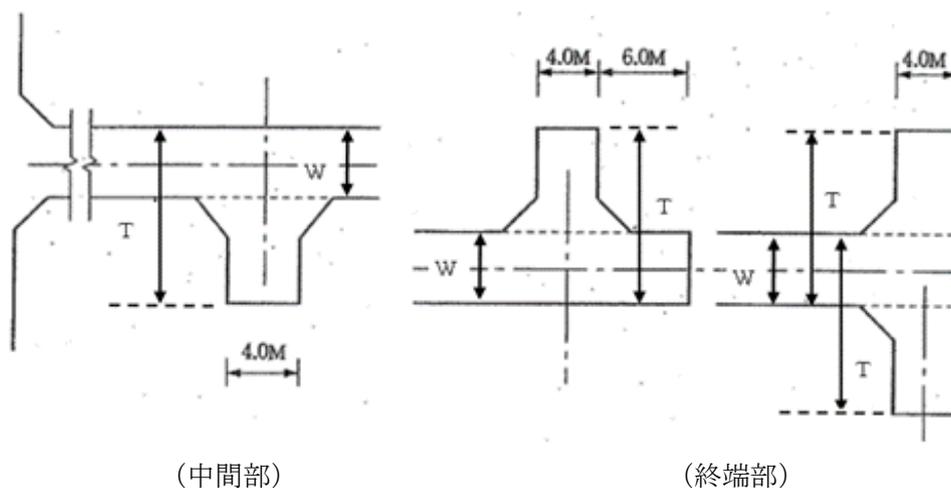
120 度以上は、隅切りの必要はない。

- (9) 周囲の状況により第 8 号に示す隅切りを設けることが困難な場合は原則として下図の隅切りを設けること。



- (10) 令 144 条の 4 第 1 項第 2 号ただし書により、隅切りの必要がない場合は、指定道路が幅員 10 メートル以上の他の道路又は段違い歩道を設けた他の道路若しくは歩行者専用道路と交差する場合とする。

(11) 令第144条の4第1項第1号(ハ)の規定による自動車の転回広場の間隔は、接続する他の道路の側端を起点とする道路の中心線より測定した距離とする。なお、自動車の転回広場については、下図に示す形状で設けること。



※  $T : 10.0\text{m} \leq T \leq W + 6.0\text{m}$

(協議先)

第9条 令第144条の4第1項第5号の規定による排水については、第12条に定める事前協議に際して、あらかじめ大阪市建設局と協議すること。

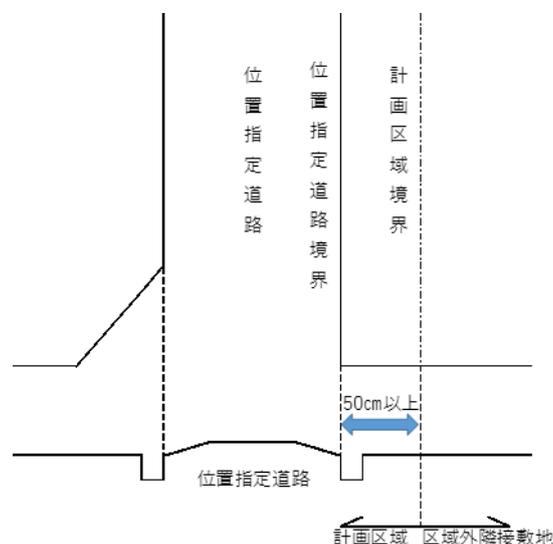
(最小宅地の面積)

第10条 計画区域内における最小宅地面積は60平方メートル以上とすること。ただし、配置計画上やむを得ない場合においては50平方メートルを下限とすることができる。

(関係権利者の承諾書)

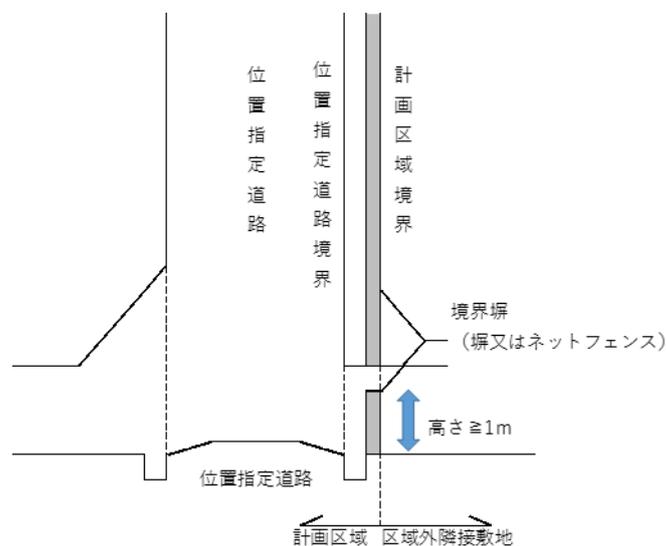
第11条 市細則第12条第1項第5号により申請に添付する道路の位置の指定に利害関係を有すると市長が認める者の承諾書は、指定道路の設置に伴う道路斜線制限の発生等に関して、その影響を受ける計画区域外の隣接敷地の所有者及びその他の権利者並びに隣接敷地内建物の所有者及びその他の権利者の承諾書とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は当該承諾書の提出は不要とする。

- (1) 指定道路境界線と計画区域境界線の間隔を 50 センチメートル以上離して指定道路を築造する場合。



- (2) 計画区域外の隣接敷地と接する部分に高さ 1 メートル以上の境界塀を築造する場合。(境界塀とは、コンクリートブロック塀のほか、コンクリートブロック塀の上部をネットフェンスとした場合も可とする。)

計画区域境界線にコンクリートブロック塀等を築造する場合は、令第 62 条の 8 に準じた構造の塀とすること。



- (3) 他の法令に基づいて地方公共団体が築造し、かつ管理する境界が明確な道路を、当該地方公共団体が計画区域境界線に接する土地及び建物の関係権利者に道路位置指定に関する説明を行ったうえで、道路位置指定の申請を行う場合。

(事前協議)

第 12 条 道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の築造前に事前協議書（第 1 号様式）を提出し、あらかじめ市長と協議すること。

(工事完了届)

第 13 条 道路の位置の指定を受けようとする者は、この基準に示した工事がすべて完了したときは、工事完了届（第 2 号様式）を提出し、市長の検査を受けること。

(添付図書)

第 14 条 事前協議書及び工事完了届には、次表の図書を各 1 部添付し、道路の位置の指定（変更・廃止の承認）申請書には、市細則第 12 条によるもののほか次表の図書を各 2 部添付すること。なお、書類及び図面の大きさは、A 4 判又は A 3 判とすること。

必要図書及び編綴順序

順序	書類・図面の名称	記載事項等	事前協議書	工事完了届	申請書
1-1	事前協議書 (第 1 号様式)		○		
1-2	工事完了届 (第 2 号様式)			○	
1-3	道路の位置の指定申請書 (市細則第 12 号様式)	※申請書表紙を除き、副本についてはコピーで可			○
2	委任状	※代理人が手続を行う場合	○	○	○
3	附近見取図	※縮尺 1/2500 程度	○		○
4	現況図	<input type="checkbox"/> 縮尺、方位 <input type="checkbox"/> 計画区域隣接地の地番、土地所有者及び利用状況 <input type="checkbox"/> 計画区域の地番、地目、地番ごとの面積、土地所有者及び権利者氏名 <input type="checkbox"/> 地番境界 <input type="checkbox"/> 計画区域内の建築物及び工作物 <input type="checkbox"/> 道路及び官有敷等の位置 <input type="checkbox"/> 道路指定に利害関係を有する者の氏名	○		○

5	求積図	<input type="checkbox"/> 計画区域全体の求積	○		○
		<input type="checkbox"/> 指定道路の地番ごとの求積			
		<input type="checkbox"/> 区割りごとの求積			
6	土地利用計画図	<input type="checkbox"/> 縮尺、方位	○		○
		<input type="checkbox"/> 計画区域寸法、区割り寸法			
		<input type="checkbox"/> 道路及び官有敷等の位置			
		<input type="checkbox"/> 道路番号、道路種別、道路幅員			
		<input type="checkbox"/> 指定道路の位置、幅員、延長			
		<input type="checkbox"/> 予定建築物の用途、戸数			
		<input type="checkbox"/> 中心杭、標識、中心線の位置			
		<input type="checkbox"/> 側溝会所、縁石、境界塀、擁壁等の位置			
7	計画区域内の断面図	<input type="checkbox"/> 縦断面	○		○
		<input type="checkbox"/> 横断面			
8	道路詳細図	<input type="checkbox"/> 指定道路の断面詳細	○		○
		<input type="checkbox"/> 指定道路の取付部の構造詳細			
		<input type="checkbox"/> 中心杭、標識、雨水溝等の構造詳細			
		<input type="checkbox"/> 境界塀、擁壁等の構造詳細			
9	下水排水計画図	※建設局の下見を受けた図面	○		○
10	各種明示書 ※原本照合を行う。	<input type="checkbox"/> 道路区域明示書(幅員記載)の写し	○		○
		<input type="checkbox"/> 官民境界明示書等の写し ※接続道路や計画区域に接する場合			
11	公図	※受付日から3か月以内のもの ※事前協議書は登記情報で可	○		○
12	土地、建物の登記事項証明書	※受付日から3か月以内のもの ※事前協議書は登記情報で可	○		○

13	権利者等の承諾書	※道路指定に利害関係を有する者がいる場合	○ 押印前		○
14	各種証明書	※土地、建物の登記事項証明書に記載の権利者が個人の場合は（注1）、法人の場合は（注2）による。 ※原則、受付日から3か月以内のもの			○
15	現況写真	<input type="checkbox"/> 計画区域全景 <input type="checkbox"/> 接続道路の状況がわかるもの	○		
16	工事写真	<input type="checkbox"/> 工事着手から完了まで <input type="checkbox"/> 道路断面（舗装厚さ）が確認できるもの <input type="checkbox"/> 境界塀を設置する場合は基礎の状況や配筋状況が確認できるもの		○	
17	その他市長が必要と認める図書	※個別の事情に応じて、追加資料を求める場合がある。	○	○	○

（注1） 申請書、土地、建物の登記事項証明書及び権利者等の承諾書に記載の氏名、住所及び印影が確認できる印鑑登録証明書とする。

転居や改姓等により印鑑登録証明書だけでは確認できない場合は、住民票の写しや戸籍抄本等を添えること。

（注2） 申請書、土地、建物の登記事項証明書及び権利者等の承諾書に記載の法人名、代表者氏名、住所及び印影が確認できる法人の登記事項証明書（代表者事項証明書、現在事項証明書又は履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書とする。

#### 附 則

- 1 この基準は令和4年1月7日から施行する。
- 2 この基準の施行日前に、すでに第13条の規定による工事完了届が提出された道路の位置の指定については、なお従前の例による。

# 事前協議書

年 月 日

大阪市長 様

住所  
申請者氏名

住所  
申請代理者氏名  
TEL

建築基準法第42条第1項第5号の道路の位置の指定申請にあたり、大阪市道路位置指定基準の規定により事前協議します。

申請場所			
計画区域面積		用途地域	
計画区域前 主要用途		予定建築物の 用途及び戸数	
接続道路の種類			
優良宅地認定申請	有 無	※ 都市計画法合議	要 不要
添付図書 1 委任状（代理者が手続きを行う場合） 2 附近見取図 3 現況図 4 求積図 5 土地利用計画図 6 計画区域内の断面図 7 道路詳細図 8 下水排水計画図 9 各種明示書 10 公図の写し 11 土地、建物の登記事項証明書又は登記情報 12 権利者等の承諾書 13 現況写真 14 その他市長が必要と認める図書			
備考		※事前協議受付年月日 年 月 日	
		※事前協議完了年月日 年 月 日	

※印欄は記入の必要がありません。

# 工 事 完 了 届

年 月 日

大阪市長 様

住 所  
申 請 者 氏 名  
T E L

住 所  
申 請 代 理 者 氏 名  
T E L

建築基準法第42条第1項第5号の道路の位置の指定申請にあたり、大阪市道路位置指定基準の規定により下記の通り工事が完了しましたので届け出ます。

## 記

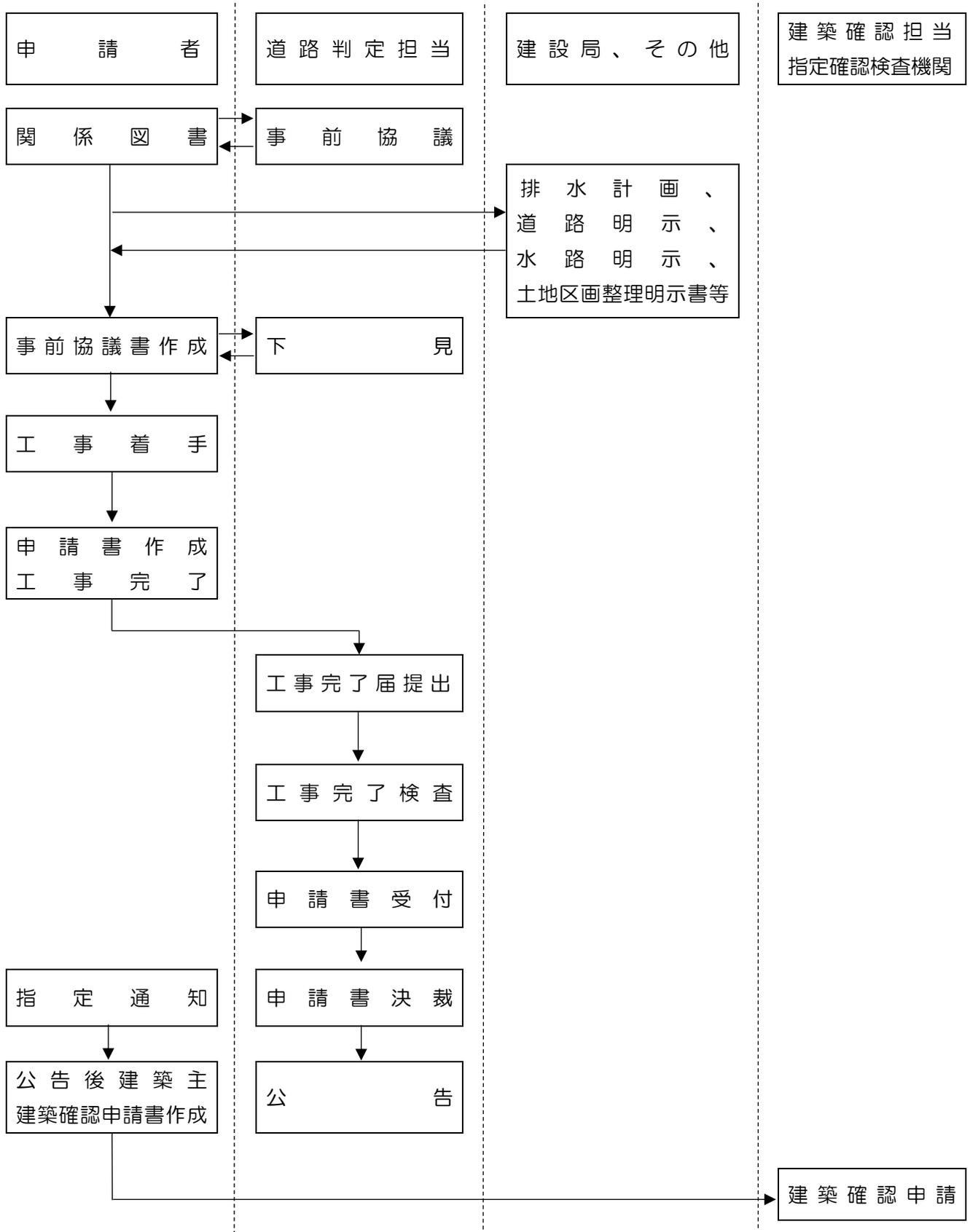
計 画 区 域 の 位 置	
工 事 完 了 年 月 日	
事 前 協 議 書 受 付 年 月 日	
事 前 協 議 完 了 年 月 日	
工 事 担 当 者 住 所、氏 名、T E L	
備 考	※工事完了届受付年月日 年 月 日
	※工事完了検査年月日 年 月 日

※印欄は記入の必要がありません。

## 添付図書

- 1 委任状（代理者が手続を行う場合）
- 2 工事写真
  - （1）工事着手から完了まで
  - （2）道路断面（舗装厚さ）が確認できるもの
  - （3）境界塀を設置する場合は基礎の状況や配筋状況が確認できるもの
  - （4）その他市長が必要と認める図書

# 道路位置指定（廃止を含む）申請処理経路



(付録)

\*\*\*\*\* 道路の位置の指定等に関する法令について \*\*\*\*\*

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

（道路の定義）

第 42 条 この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員 4メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

- 一 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路
- 二 都市計画法、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号）、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）、新都市基盤整備法（昭和 47 年法律第 86 号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）又は密集市街地整備法（第 6 章に限る。以下この項において同じ。）による道路
- 三 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第 68 条の 9 第 1 項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至った際に存在する道
- 四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
- 五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

## 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（H30. 9. 25 改正部アンダーライン）

（道に関する基準）

第 144 条の 4 法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第 43 条第 3 項第 5 号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員 6 メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が 35 メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が 35 メートルを超える場合で、終端及び区間 35 メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が 6 メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ 2 メートルの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が 12 パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠<sup>きよ</sup>その他の施設を設けたものであること。

2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

## 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）（H30.9.25 改正部アンダーライン）

（道路の位置の指定の申請）

### 第 9 条

法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副二通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように管理するものの承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

（指定道路等の公告及び通知）（抜粋）

### 第 10 条

特定行政庁は、法第 42 条第 1 項第 4 号若しくは第五号、第 2 項若しくは第 4 項又は法第 68 条の 7 第 1 項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
  - 二 指定の年月日
  - 三 指定道路の位置
  - 四 指定道路の延長及び幅員
- 3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

## 大阪市建築基準法施行条例（平成 12 年 4 月 1 日条例第 62 号）

（道路の位置の指定に伴う標識の設置）

### 第 4 条

法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けた者は、市規則で定めるところにより、当該道路が同号の規定による指定を受けた道路である旨の標識を設置しなければならない。

（私道の変更又は廃止）

### 第 5 条

私道を変更し、又は廃止しようとする者は、市規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、速やかにその旨を公示し、かつ、当該承認の申請をした者に通知するものとする。

## 大阪市建築基準法施行細則（昭和 35 年 6 月 30 日 規則第 42 号）

（道路の位置の指定申請書添付図書）

### 第 12 条

法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路（以下この条において道路という。）の位置の指定を受けようとする者は、第 12 号様式による申請書正本及び副本にそれぞれ規則第 9 条に規定する図書とともに次に掲げる図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 道路の敷地となる土地の周囲の状況を示す図書
- (2) 道路の敷地となる土地に関係のある土地の 1 筆ごとの境界線、地番及び地目を示す図書並びに実測図
- (3) 道路及び付属物の構造図（道路境界線及び道路中心線を示す肩石、杭、雨水溝等の位置及び構造詳細を示すこと）
- (4) 道路の敷地となる土地が認定道路、水路、堤防等の官公有地と接する場合には、それらの所有者又は管理者の証する境界明示図書
- (5) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地及び当該土地にある建築物又は工作物に関して所有権その他の権利を有する者並びに当該指定に利害関係を有すると市長が認める者の承諾書
- (6) 道路の位置の指定を受けようとする者及び前号に掲げる者の印鑑証明書（法人にあつては、当該法人の登記事項証明書）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 道路の位置の指定通知書は、前項の申請書の副本の指定通知欄の所要の記載をしたものとする。

（道路の位置の指定に伴う標識の設置方法）

### 第 13 条

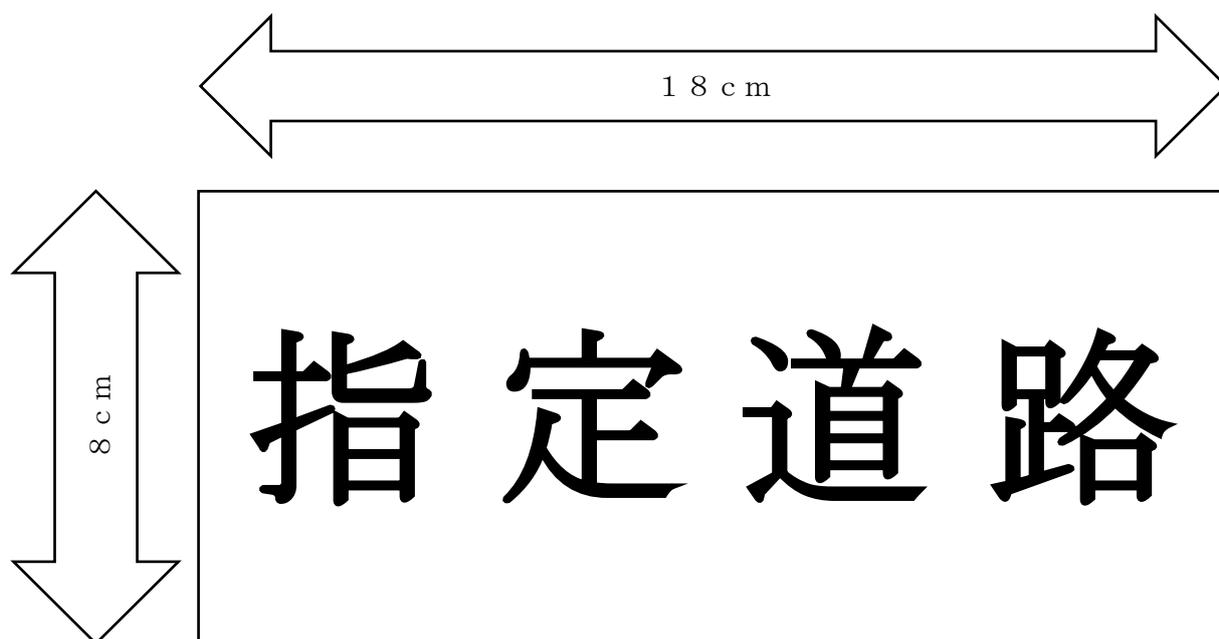
条例第 4 条の規定により標識を設置する者は、第 11 号の 2 様式による標識を当該道路の起点及び終점에設置しなければならない。

(私道の変更又は廃止)

#### 第14条

条例第5条第1項の承認を受けようとする者は、第12号様式による申請書正本及び副本にそれぞれ第12条第1項(第3号を除く。)に規定する図書(当該道路を前面道路として利用する者の承諾書を含む。)を添付して、これを市長に提出しなければならない。

#### 第11号の2様式(第13条関係)



#### 備考

- 1 寸法は、縦8センチメートル、横18センチメートル、厚さ2.5センチメートルとすること
- 2 材質は、石製とすること
- 3 表面に指定道路と刻印すること